

部会長

皆さま、おはようございます。ただいまから、第 712 回農地部会を開会いたします。本日は、部会委員の過半数が出席されておりますので、法律第 21 条第 3 項の規定により、本部会が成立いたしておりますことを、まずご報告いたします。

続きまして、本日の議事録署名人でありますけれど、興居島地区の小池委員さん、もう 1 名を難波地区の川端委員さんのお二人にお願いをいたします。

本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第 1 号から第 8 号まで、8 件の議案が提出されておりますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。なお本日は今年度最後の部会になります。

それではまず、第 1 号議案、農地法第 4 条届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、ご報告いたします。

(藤久次長)

平成 28 年 1 月 26 日から 2 月 25 日までに専決処理した案件は 13 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。

これら 13 件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。

なお、用途別処理状況といたしましては、

住宅用地	9 件	4,345 m ²
商工業用地	3 件	1,287 m ²
公的用地	1 件	30 m ²

となっております。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

ただいま、第 1 号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。

一同	(異議なしの声)						
部会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、第 2 号議案、農地法第 5 条届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>						
事務局 (藤久次長)	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>平成 28 年 1 月 26 日から 2 月 25 日までに専決処理した案件は 26 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら 26 件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、</p> <table data-bbox="384 1115 997 1211"> <tr> <td>住宅用地</td> <td>19 件</td> <td>8,982 m²</td> </tr> <tr> <td>商工業用地</td> <td>7 件</td> <td>6,543 m²</td> </tr> </table> <p>となっております。</p> <p>以上でございます。</p>	住宅用地	19 件	8,982 m ²	商工業用地	7 件	6,543 m ²
住宅用地	19 件	8,982 m ²					
商工業用地	7 件	6,543 m ²					
部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、第 2 号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>						
一同	(異議なしの声)						
部会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、第 3 号議案、農地法第 18 条第 6 項、解約通知報告につい</p>						

事務局
(渡部副主幹)

て議題といたします。事務局から説明をお願いします。

それでは、ご報告いたします。

1 番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

2 番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

3 番、本件は強化促進法により、平成 27 年 7 月 1 日に設定された賃借権でございます。

本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は転用するとしております。離作補償はないとしております。

4 番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

5 番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

6 番、本件は農地法第 3 条許可により、平成 27 年 6 月 10 日に設定された賃借権でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

7 番、本件は農地法第 3 条許可により、平成 27 年 6 月 10 日に設定された賃借権でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が管理するとしております。離作補償はないとしております。

以上でございます。

部会長	はい、ありがとうございました。ただいま、第3号議案について、事務局から説明がありました。本件についてご意見ご異議等ございませんか。
一同	(異議なしの声)
部会長	はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 続きまして第4号議案、農地法第3条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局 (渡部副主幹)	お手元に審査基準1号から7号までを整理した調査票がございますので、併せてご覧ください。 1番、譲受人の濱田さんは、新規農業者でございます。 この度、本申請地を取得し、農業経営に精進しようとするものでございます。 なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。 また、住所地地区 久米地区の安永委員は本日欠席のため、物件地区である小野地区の永田委員さんに補足説明を依頼されていますので、併せて補足説明をお願いいたします。 2番3番は、譲受人が同一人のため、併せてご説明いたします。 譲受人の吉金さんは、農地約169アールを耕作する兼業農家でございます。 この度、本申請地を贈与及び売買にて取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものです。 4番、譲受人の西岡さんは、農地約41アールを耕作する兼業農家でございます。 この度、本申請地を取得し、農業経営に精進しようとするものでございます。 5番、譲受人の竹之内さんは、農地約92アールを耕作する兼業農家でございます。

この度、自作地に近く耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

6番7番は、譲受人が同一人のため、併せてご説明いたします。

譲受人の清水さんは、農地約31アールを耕作する兼業農家でございます。

この度、自宅に近く耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模の拡大をしようとするものでございます。

8番9番は、譲受人が同一人のため、併せてご説明いたします。

譲受人の西田さんは、新規農業者でございます。

この度、本申請地を借り受け、農業経営に精進しようとするものでございます。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

10番、譲受人の石井さんは、農地約30アールを耕作する農業者でございます。

この度、本申請地を小作地解放により取得し、農業に精進しようとするものでございます。

11番、譲受人の森田さんは、農地約142アールを耕作する農業者でございます。

この度、本申請地を借り受け、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

以上でございます。

部会長

はい、ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありました。それでは、次に、地元委員さんから説明をお願いいたします。

まず、9ページの1番は所在地が小野地区で住所地が久米地区となっております。先ほど事務局から連絡がありましたように久米の安永委員さんが欠席されておりますので、合わせて小野地区の永田委員さんから説明をお願いいたします。

永田委員

それでは、ご説明致します。

先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人の濱田さんは、新たに

<p>部会長</p>	<p>農業経営を行う為、申請に及んだものでございます。 農業経験もあり、住所地の久米地区でも了承されており、地元といたしましても了承した訳でございます。 なお、本部会でのご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>はい、ありがとうございました。 続きまして、10ページであります。8番と9番は併用案件となっております。堀江地区でありますので、松下委員さんからお願いをいたします。</p>
<p>松下委員</p>	<p>はい、説明いたします。 8番9番につきましては西田さんという方が新規農業で申請を出しておりますが、今までもずっと、そのこのところを手伝ってきた方なので地元委員としても、その今回新しく農業を始めるに至るいろんな経緯が全て揃っておりますので、地元堀江地区の農業委員としては同意というかたちのことで決定いたしました。本部会でのご審議をよろしく願いいたします。 以上です。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。 ただいま、第4号議案につきまして、事務局並びに地元委員さんから説明がありました。本件について、ご意見ご異議等ございませんか。</p>
<p>一同</p>	<p>(異議なしの声)</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。 それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 はい、事務局。</p>

<p>事務局 (渡部副主幹)</p>	<p>はい、失礼いたします。</p> <p>先ほどの3条の調査票なんですけれども、6番の議案と7番の議案なんですけれども、こちら譲受人と譲渡人のお名前が双方入れ替わっております。修正の方をお願いいたします。申し訳ございませんでした。</p>
<p>部会長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは次にまいります。第5号議案、農地法第4条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (藤久次長)</p>	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、農地約55aを耕作する兼業農家でございますが、昭和42年当時、居宅の増改築に伴い、隣接する本申請地を敷地拡張していたもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地でございますが、本件は申請に係る土地の周辺の地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、例外的に許可できるものに該当すると判断されます。</p> <p>2番、本件申請人は、市内府中に居住しておりますが、この度、近くの事業所より、従業員用の駐車場として貸してほしいとの要望により、母親より相続した本申請地を、貸露天駐車場として整備したいとしております。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>3番、本件申請人は、市内府中に居住しておりますが、現在、夫が経営する塗装事業所の資材置場が手狭で支障をきたしており、新たな置場を確保する必要から、この度、母親より相続した本申請地を、貸露天資材置場及び駐車場として整備したいとしております。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p>

部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
一同	<p>(異議なしの声)</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたしますが、本件は県許可分でありますので、意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、第 6 号議案、農地法第 5 条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (藤久次長)	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>1 番、2 番は、併用案件でございますので、一括して説明いたします。</p> <p>本件受人は夫婦で、現在、借家住まいで農地約 11 a を耕作する兼業農家でございますが、現居宅が手狭なことから、この度、1 番で進入路を確保し、2 番で妻の父親より申請地を借受け、農家住宅を建築しようとするものでございます。</p> <p>また、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。</p> <p>3 番、本件受人は、市内上野町に居住しておりますが、居宅への進入路が狭く、生活に支障をきたしていることから、この度、本申請地を取得し、進入路の拡幅を図りたいとしております。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地でございますが、本件は申請に係る土地の周辺の地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、例外的に許可できるものに該当すると判断されます。</p> <p>4 番、本件受人は、現在、借家住まいで農地約 34 a を耕作する兼業農家でございますが、現居宅が手狭なことから、この度、本申請地を父親より借受け、農家住宅を建築しようとするものでございます。</p>

	<p>なお、本申請地の農地区分は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地でございますが、本件は、集落に接続して住宅を建築しようとするもので、例外的に許可できるものに該当すると判断されま す。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。ただいま、第 6 号議案について、事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
一同	<p>(異議なしの声)</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたしますが、なお、本件は県許可分でありますので、意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>続きまして、第 7 号議案、平成 27 年度第 12 号農用地利用集積計画について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (片山主査)	<p>恐れ入りますが、議案説明の前にご報告がございます。</p> <p>5 番の譲り渡し人 門屋昌平様と譲り受け人 えひめ中央農業協同組合代表理事理事長 菅野幸雄様との賃借権の設定についての案件でございますが、譲渡人の門屋昌平様が今年 2 月にお亡くなりになったため、取り下げとなりました。</p> <p>それでは、議案の説明をしたいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>本日の案件 10 件の内、使用貸借権設定が 3 件、賃借権設定が 5 件で、その内訳は、新規が 2 筆、更新が 6 筆、再設定が 2 筆です。また、その他に 16 ページにある所有権移転が 2 件で 2 筆となっております。利用集積計画総面積は合計 19,859 m²でございます。</p> <p>まず、14 ページの番号 1 と 2 の譲り受け人は、約 1,054 アールを耕作する農事組合法人で、引き続き使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。</p>

番号 3 と 4 の譲り受け人は、約 153 アールを耕作する農業者で、借り手の変更に伴い、使用貸借権を再設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号 6 と 7 の譲り受け人は、約 243 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。

15 ページの番号 8 の譲り受け人は、約 204 アールを耕作する農業者で、引き続き賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

16 ページの番号 9 の譲り受け人は、約 306 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買によって取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号 10 の譲り受け人は、約 205 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買によって取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

なお、公告日は、平成 28 年 3 月 15 日の予定となっており、公告日の翌日から効力が発生することとなります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

部会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、第 7 号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。

一同

(異議なしの声)

部会長

はい、ありがとうございます。

それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

次に、第 8 号議案、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出専決処

<p>事務局 (渡部副主幹)</p>	<p>理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>平成 28 年 1 月 22 日から 2 月 21 日までに専決処理した案件は 14 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら 14 件につきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、第 8 号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
<p>一同</p>	<p>(異議なしの声)</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>以上で、本日の提出議案 8 件の議案審議は、全て終了いたしました。</p> <p>ここで委員さん何かご意見等、ございませんか。</p>
<p>一同</p>	<p>(異議なしの声)</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ないようですので、あと事務局から連絡事項等お願いします。</p>
<p>事務局 (片山主査)</p>	<p>失礼いたします。</p> <p>出版が遅れておりました 2016 年の農業委員活動記録ノートが届きましたので、お手元にお配りしております。</p>

	<p>活動記録簿の 9 ページから 15 ページには、「農業委員活動記録セットの使い方」が、16 ページから 17 ページにかけて、記載例がございます。</p> <p>活動内容をご記入いただく際には、9 ページからの使い方をご一読いただき、記載例も参考に 18 ページからの記録簿に記入していただければと思います。農業委員会法が改正された関係で昨年と変更となっている箇所もございますが、概ね昨年の活動記録ノートと同様にご記入いただける内容となっています。記録簿のページの上の部分に「農業委員会活動記録簿（農業委員・農地利用最適化推進委員）」と書かれていますが、どちらの委員も共通に記入できるものです。</p> <p>なお、活動の内容によって記入する項目が分類分けされていますが、記入する際、どの分類に該当するかご不明な場合は、右側の活動メモと書かれている空欄に記入していただきますようお願いいたします。</p> <p>今年も活動状況の確認のため、総会の際などに本日お渡ししました記録簿をご提出していただくことを予定しておりますが、回収する前には、事前に部会などで委員の皆様にお知らせしたいと思います。</p> <p>その他、内容についてご不明な点でこちらの方で確認して、回答するケースもあるかと思いますが、お気軽にお電話や部会などでお問合せいただいたらと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>事務局さん、他にないですか。</p> <p>はい、局長。</p>
事務局 (松木局長)	<p>はい、次回の農地部会でございますが、4月の11日、月曜日を予定しております。4月の11日月曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上で、第712回農地部会を閉会といたします。</p>

<p>事務局 (松木局長)</p>	<p>ご起立願います。 礼。</p> <p style="text-align: right;">午前 11 時 00 分閉会</p>
-----------------------	---